

世界コスプレサミット公式キャラクターライセンス

(前文・本ライセンスの目的)

世界コスプレサミットは、日本の漫画・アニメ・ゲームのコスプレをはじめとした日本発の POP カルチャーを世界に発信することによって、「新しい国際交流」の創造・発展を目指すイベントです。

この度、世界コスプレサミットでは、日本の POP カルチャー及び世界コスプレサミットに広く親しんで頂くため、公式キャラクターを作成しました（以下「本公式キャラクター」と言います。第1条第1号）。

そして、ファンの皆様には、本公式キャラクターを積極的に利用して頂きたいと思い、世界コスプレサミット公式キャラクターライセンス（以下「本ライセンス」と言います）を制定しました（ただし、本公式キャラクターの利用は個人の非営利目的に限ります）。

制定した本ライセンスは、非営利目的で本公式キャラクターを利用する場合の利用可能範囲および利用条件を定めるものですので、本公式キャラクターを、本公式ライセンスに定められた方法以外の方法で利用する場合（法人等の利用、営利目的の利用等）については、別途許諾者（第1条第2号）とライセンス契約を締結する必要があります（こちらにつきましては、世界コスプレサミット公式ホームページの問い合わせフォームからお問い合わせ下さい）。

利用者(第1条第4号)は、本公式キャラクターを利用することによって、本ライセンスの条項に一切の留保なく、かつ一切の条件を付帯することなく拘束されることを承諾し、本ライセンスに同意したものとみなされます。

第1条 (定義)

本ライセンスにおける用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

なお、本ライセンスに定めのない用語の意義及び解釈については、日本国の著作権法の規定に従うものとします。

(1) 本公式キャラクター

世界コスプレサミットを象徴する名称、容姿、性格等の特徴を付与された美術の著作物である、本ライセンス末尾に記載された Yuni, Ras, Glora, Barry をいいます。

(2) 許諾者

本公式キャラクターの著作権を保有する岸田メル及び株式会社 WCS をいいます。

(3) 二次創作物

著作物を変形し、又は脚色し、映画化・映像化し、その他翻案することにより創作した著作物、その他著作物に依拠して作成された著作物を総称した物をいいます。

(4) 利用者

本公式キャラクターまたはその二次創作物の全部または一部を利用される個人をいいます（なお、営利・非営利を問わず法人、権利能力なき社団、その他の団体は含みません）。

第2条 (本ライセンスと法令との関係)

1 本ライセンスは、著作権法その他の法令により認められている方法による本公式キャラクターの利用を妨げるものではありません。

2 許諾者は、著作権法28条の範囲において、本公式キャラクターの二次創作物に関し、二次創作物の著作権者が有するものと同一の種類の権利を専有するものとします。

第3条 (利用許諾)

1 許諾者は、利用者に対し、本公式キャラクターについて、本ライセンスに従った利用者自身による以下の利用を非独占的に許諾いたします。

なお、本ライセンスによって、明示的に付与されない全ての権利は、許諾者に留保されます。

(1) 本公式キャラクターの二次創作物を創作すること

- (2) 本公式キャラクターの二次創作物の複製物を頒布すること（譲渡または貸与により公衆に提供することを含む）、上演すること、演奏すること、上映すること、公衆送信を行うこと（送信可能化を含む）、公に口述すること、公に展示すること、
 - (3) 本件公式キャラクターの二次創作物のタイトル、説明文等に本公式キャラクターあるいは「世界コスプレサミット」の名称の全部または一部または愛称を使用し、または当該二次創作物に本公式キャラクターあるいは「世界コスプレサミット」の名称の一部を用いた独自の名称を付与すること。
- 2 本公式キャラクターおよびその二次創作物が他の著作物の一部に独立した一要素として組み込まれたとき、本ライセンスはその組み込まれた本公式キャラクターまたはその二次創作物の部分に限定して適用されます。
 - 3 許諾者は、本公式キャラクター及びその二次創作物に関し、本ライセンスに従った利用に限り、著作権者人格権を行使しないものとします。

第4条（利用条件）

利用者は、前条の利用にあたって、以下の各号に掲げるすべての利用条件及び注意事項を遵守しなければなりません。

- (1) 利用者は、本公式キャラクターをそのままの形で利用することはできません（単なる複製はできません）。また、利用者は、本公式キャラクターそのものを一部切除した形で使うこともできません。本公式キャラクターは二次創作物の形で利用してください。
- (2) 利用者は、本公式キャラクター、またはその二次創作物の利用にあたって、許諾者及び世界コスプレサミットの名誉声望を侵害してはいけません。また、二次創作物が許諾者及び世界コスプレサミットが作成したものであると誤認させるような態様での利用はできません。
- (3) 利用者は、本公式キャラクターまたはその二次創作物利用について、他者を侮辱しあるいは他者の名誉を毀損する態様の利用、本公式キャラクターのイメージを損なう態様での利用（性的表現や過度の暴力表現等）、その他公序良俗に反する態様で利用することはできません。
- (4) 利用者は、本公式キャラクターの二次創作物を営利目的で利用することはできません。また、非営利目的であっても、名目のいかんを問わず、二次創作物の対価を受領することはできません。
- (5) 利用者は、本公式キャラクター及びその二次創作物を広告・宣伝に利用することはできません。
- (6) 利用者は、許諾者が本ライセンスで許諾した権利を第三者に再許諾することはできません。
- (7) 利用者は、本公式キャラクターを利用するときは、二次創作物自体あるいはその説明文に、①二次創作物が本ライセンスによる許諾によるものであること、②本ライセンスの所在を示す URL、③利用した本公式キャラクターの名称、④© WCS / Kishida Mel、と表示するよう努めてください。
- (8) 利用者は、本ライセンス及び本ライセンスによって付与される権利の行使を変更又は制限するような条件を課すことができません。
- (9) 利用者は、本公式キャラクターまたはその二次創作物の利用について、第三者の知的財産権を侵害することはできません。

第5条（公認）

- 1 本公式キャラクターの二次創作物を作成した場合には、世界コスプレサミット公式ホームページ内に作成された報告フォームから二次創作物を作成した旨のご報告を頂けると許諾者が喜びます。
- 2 第1項の報告を頂いた場合、優秀作品を世界コスプレサミットで「公認」し、世界コスプレサミット公認二次創作物として、世界コスプレサミット公式ホームページ等で紹介させて頂くことがあります（公認・紹介を希望しない場合はその旨明記して下さい）。

また、特に優秀な二次創作物を創作した利用者に対しては、株式会社WCSから公認クリエイターとして契約させて頂くべく、ご連絡させて頂くことがありますのでご了承下さい（ご連絡を希望しない場合はその旨明記して下さい）。

第6条（免責）

- 1 許諾者は、本公式キャラクターに関し、第三者の権利の非侵害、瑕疵の不存在等を含むいかなる保証もいたしません。
- 2 許諾者は、利用者が本ライセンスまたは本ライセンスに基づく本公式キャラクターの利用をすることによって、利用者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第7条（ライセンス等の変更）

- 1 許諾者は、法律の改正、新メディアの普及に伴うライセンス変更の必要が生じた場合、許諾者に著しい不利益が発生する恐れがある場合、その他許諾者が必要と判断したときに、本ライセンスを変更できるものとします。
- 2 許諾者は、本ライセンスを変更する場合、世界コスプレサミット公式ホームページ等において、変更内容及び変更後のライセンスの発効日について、事前に公告するように努めます。

なお、変更を即日発効する必要があると許諾者が認めたときは、この限りではありません。

- 3 利用者は、本ライセンスを確認したか、否かに関わらず、利用行為時点のライセンスを遵守していただきます。変更後のライセンスが発効された後の本公式キャラクターまたはその二次創作物の利用の開始または利用の継続をもって、利用者は変更後のライセンスに同意したものとみなします。
- 4 変更後のライセンスの内容は、本公式キャラクターまたはその二次創作物のライセンス変更前になした利用行為に影響を与えません。
- 5 本公式キャラクターの著作権が許諾者から移転したときは、許諾者は、世界コスプレサミット公式ホームページ等において、公告するものとします。

第8条（ライセンスの終了）

- 1 利用者が本ライセンスの条項に違反した場合には、当該利用者へ付与された本ライセンスは自動的に終了いたします。
- 2 第1項に定める場合を除き、本ライセンスは、本公式キャラクターに関する著作権法上の権利の保護期間の終了と同時に終了いたします。
- 3 前2項に関わらず、許諾者は、必要に応じ、いつでも、本ライセンスを終了させることができます。
- 4 許諾者は、本条に基づき本ライセンスが終了等したことによって利用者が発生したいかなる損害についても責任を負いません。
- 5 本ライセンスが終了しても、第1条（定義）、第2条（本ライセンスと法令との関係）、第6条（免責）、本条（ライセンスの終了）、第9条（準拠法等）、第10条（管轄）の規定は効力を有するものとします。

第9条（準拠法等）

- 1 本ライセンスは、日本法に準拠します。
- 2 本ライセンスのいずれかの規定が日本法の強行法規に抵触するとき、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。
- 3 本ライセンスの日本語版と他の言語との翻訳版との間に齟齬がある場合には日本語版が優先するものとします。

第10条（管轄）

本ライセンスに関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 2013年4月28日 制定

WORLD COSPLAY SUMMIT Official Characters



Yuni



Ras



Glora



Barry